



受章おめでとうございませう

黄綬褒章を受賞されました

松下 京輔さん(72歳)
〈西浦町〉

松下さんは、昭和35年3月に現在の株式会社松下電機に入社され、以来53年の長きにわたり船舶(漁船)電装機器の技術的進歩と発展に尽力されました。昭和55年に、漁船のいけすに冷却装置を設置する技術を開発し、漁業界の発展に大きく貢献されました。現在は、一般社団法人日本船舶電装協会常任理事に就任され、大きな夢を持ち続け、日本の船舶電装機器業界を先導されています。

軽自動車などの廃車、名義・住所変更手続きはお早めに

税務収納課 ☎66・1115

軽自動車税は、毎年4月1日現在で課税台帳に登録されている所有者に課税されます。廃車、譲渡、盗難などにより実際に所有していなくても、届出をしないといつまでも税金がかかります。軽自動車税は月割計算をしません。4月1日を過ぎてから届出をしても払い戻しはなく、毎年5月に1年分の税金を払わなければなりません。次に該当する方は早めに手続きをしてください。
①現在使用していない原動機付自転車、軽自動車などを

所有している方で、廃車手続きをしていない方

② 転入・転出をして、車の住所変更をしていない方

③ 友人、知人に車を譲渡して、名義変更をしていない方

※3月は窓口が混雑しますので、なるべく3月中旬までに届出をしてください。

●普通自動車の登録検査および廃車、名義・住所変更のお問い合わせは、豊橋自動車検査登録事務所へ。
【登録】☎050・5540・2049 (自動音声)

【検査】☎0532・32・8820

※市外への名義変更・住所変更は、届出所在地や届出に必要なものが異なる場合があります。事前に届出先へ確認をしてください。

車種	原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車	軽自動車		二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)
		軽二輪 (126cc~250cc)	四輪・三輪	
届出先	市役所税務収納課 税政担当	愛知県軽自動車協会 (豊橋支所) ☎0532・34・4601	愛知県軽自動車検査協会 (豊橋支所) ☎0532・34・3311	愛知陸運支局 豊橋自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2049 ※自動音声
届出に必要なもの	〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印鑑 〈名義変更〉 ・印鑑 (旧所有者・新所有者) ・標識交付書	〈廃車〉 ・印鑑(所有者、使用者) ・ナンバープレート ・自動車検査証(軽二輪126~250ccは軽自動車届出済証) 〈名義変更・住所変更〉 ・新使用者の住民票の写し ・自賠責保険証 ・印鑑(旧所有者、新所有者、新使用者) ・自動車検査証(軽二輪126~250ccは軽自動車届出済証) ・ナンバープレート(管轄が変更となる場合) ※手続きは、自家用自動車組合(蒲郡警察署の北 ☎69・5105)で代行します。 (別途代行手数料が必要)		

水道料金・下水道使用料などを改定します

4月1日から消費税および地方消費税率が、現在の5%から8%に引き上げられます。これに伴い、水道料金・下水道使用料などについて次のとおり改定します。税の公平性を確保する観点から、増税分を価格に転嫁するとともに、今後もよりいっそうサービスの向上と経営の合理化、安定供給に努めますのでご理解とご協力をお願いします。

改定内容

①水道料金・下水道使用料

水道料金・下水道使用料は、6月の検針分から税率8%で計算した料金となります。

②水道施設分担金

水道施設分担金は、工事申込日が4月1日以降は、税率8%で計算した金額となります。

※水道施設分担金とは、新しく水道を利用、または水道メーターの口径を大きくする場合、現在水道を利用している人との負担の公平を図るため、水道施設の整備拡張費の一部として納めていただくものです。

③その他

個人負担を伴う水道管布設工事や市が施行する給水装置工事の完了日が4月1日以降の負担金は、税率8%で計算した金額となります。

※新規に水道・下水道をご利用の方は、水道課または下水道課にお問い合わせください。

水道課 ☎66・1206 下水道課 ☎66・1139

お詫びと訂正 企画広報課 ☎66・11145
1月号24ページ「受章おめでとうございませう」
ました。お詫びして訂正します。
誤 小田 知 正 小田 知 誤 竹内 征夫 正 竹内 征夫